

表14 利用団体数・利用者数

| 区 分        | 団 体   |      |         |        | 個 人<br>利用者数<br>(1日研<br>修のみ) |
|------------|-------|------|---------|--------|-----------------------------|
|            | 団 体 数 |      | 利 用 者 数 |        |                             |
|            | 1日研修  | 宿泊研修 | 1日研修    | 宿泊研修   |                             |
| 少年自然の家     | 48    | 351  | 2,981   | 25,085 | —                           |
| 青年の家(宿泊型)  | 90    | 136  | 1,887   | 8,751  | —                           |
| 青年の家(非宿泊型) | 133   | —    | 68,075  | —      | 53,369                      |
| 児童文化センター   | 480   | —    | 27,919  | —      | 73,435                      |
| そ の 他      | 153   | 9    | 3,083   | 186    | 9,204                       |
| 計          | 904   | 496  | 103,945 | 34,022 | 136,008                     |

⑥ 婦人会館

この調査の対象となった「婦人会館」の県内における設置数は2館(公立1・私立〔民法34条〕1)である。この施設が昭和49年度間に実施した事業は、件数で201件、参加者は1,860人である。また利用状況では、利用団体数397、利用者総数36,152人(団体利用者25,134人個人利用者11,018人)となっている。

⑦ 社会教育会館

この調査の対象となった「社会教育会館」の設置数は1館(公立)である。この施設の昭和49年度間の事業等の状況は、自主的事业は行っておらず、もっぱら外部の研修事業の場として利用されている。利用の状況では、利用団体数34、利用回数43回、利用者数は1,006人となっている。

(※ 以上、「地方教育行財政調査」及び「社会教育調査」の調査結果の概要に示す数値は、後日文部省から公表される数値が確定数となるので付記する。)

## 第7節 教職員の給与

### 1 給与制度改正の概要

(1) 教育職員の給与改定(昭和50年1月実施)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法による第二次改善として、本県においても県人事委員会の勧告に基づき、国に準じて昭和50年1月1日から義務教育諸学校の教員及び県立学校教員の給与について、次のような改定が行われた。

① 給料月額引き上げ

|               |         |
|---------------|---------|
| 教育職給料表(二)     | 平均 2.6% |
| 小学校・中学校教育職給料表 | 平均 3.0% |
| 高等学校教育職給料表    | 平均 2.6% |

② 特1等級の新設

教頭職の法律上の明確化に伴い、給料表の等級構成の一部が改められ、特1等級が新設された。下表の格付け基準に基づき、教育職給料表(二)の適用を受ける校長の約50%が特1等級に教頭の約78%が1等級に格付けされ、小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける校長の約60%が特1等級に、教頭の約71%が1等級にそれぞれ格付けされた。

格付基準(下表の要件に該当し勤務成績が良好であること。)

| 職 名 | 給 料 表         | 職務の等級 | 要 件   |
|-----|---------------|-------|---|
| 校 長 | 教育職給料表(二)     | 特1等級  | ①校長在職年数4年以上<br>②経験年数<br>大学卒 25年以上<br>短大卒 28 " |
|     | 高等学校教育職給料表    |       |   |
|     | 小学校・中学校教育職給料表 | 特1等級  | ①校長在職年数5年以上<br>②経験年数<br>大学卒 24年以上<br>短大卒 27 " |
| 教 頭 | 教育職給料表(二)     | 1 等 級 | ①教頭在職年数2年以上<br>②経験年数<br>大学卒 16年以上<br>短大卒 19 " |
|     | 高等学校教育職給料表    |       |   |
|     | 小学校・中学校教育職給料表 | 1 等 級 | ①教頭在職年数3年以上<br>②経験年数<br>大学卒 11年以上<br>短大卒 14 " |

③ 義務教育等教員特別手当の新設

義務教育諸学校及び県立学校に勤務する教育職員について、給料月額約4%にあたる額が新たに支給されることとなった。(支給限度額 9,000円)

(2) 全職員の給与改定(昭和50年4月実施)

昭和50年度において、厳しい財政事情を反映して、人事委員会の勧告を下まわる給与改定が行われ、その実施時期は国家公務員に準じて昭和50年4月1日とされた。

引き上げ率は、給料6.57%、諸手当0.53%、その他0.33%、計7.43%と昨年と比べ相当低いものとなった。

改定内容は、給料については全等級にわたって改善が加えられたが、特に中位等級の改善に重点が置かれた。各給料表の各等級に1ないし2号の号給引伸ばしが行われ、医療職給料表(二)に等級の新設が行われた。

諸手当の改善の主な内容は、次のとおりである。

① 扶養手当

扶養手当の月額額は、配偶者 6,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人各 2,000円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 4,000円とされた。(その他の扶養親族については前年同様 400円)

② 住居手当

住居手当については、家賃・間代を支払っている職員に対する手当額が改定された。手当の支給月額額は、家賃・間代と5,000円との差額が6,000円に達するまではその差額とし、その差額が6,000円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を3,000円を限度として6,000円に加算した額(最高支給限度額 9,000円)とされた。自宅居住者の場合は前年同様である。

なお、この改定により、支給額が減額となる者については、昭和51年3月31日までの間従来額を保障するた